

ダウンロード

○長野県生涯学習審議会条例（平成3年3月14日条例第7号）

長野県生涯学習審議会条例

平成3年3月14日
条例第7号

改正 平成14年3月25日条例第2号
「長野県生涯学習審議会条例」をここに公布する。

長野県生涯学習審議会条例

（設置）

第1条 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2年法律第71号）第10条の規定により、長野県生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

一部改正〔平成14年条例2号〕

（組織）

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者のうちから教育委員会が任命する。

一部改正〔平成14年条例2号〕

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第4条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門委員）

第6条 審議会に、専門の事項を調査審議するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者のうちから教育委員会が任命する。

3 専門委員は、当該専門事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

（幹事）

第7条 審議会に、必要があるときは、幹事を置くことができる。

2 幹事は、県職員のうちから教育委員会が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

（補則）

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

（特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員等の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例の一部改正）

3 特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例（昭和27年長野県条例第75号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成14年3月25日条例第2号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。(後略)